

市第7号議案 横浜市下水道条例の一部を改正する条例の一部改正

1 趣旨

- 神奈川県では、水再生センターの処理水に対する窒素及び^{りん}の排水の暫定基準を見直し、県条例を改正（平成28年12月）
- 横浜市では、県条例の改正を受け、公共下水道を利用している工場等の排水に対する水質の暫定基準を見直し、横浜市下水道条例を改正
- 水再生センターで安定した高度処理を行うことで、公共用水域の富栄養化対策を推進

2 改正案

- 窒素の基準値については、暫定基準（240mg/L）を継続し、適用期間を「当分の間」から「平成32年3月31日まで」とする。
- ^{りん}の基準値については、本則基準（16mg/L）を適用し、既存の工場等については猶予期間（平成30年3月31日まで）を設定

表1 横浜市下水道条例の水質基準改正案 [単位：mg/L]

区分	現行		改正案※1	
	基準	期間	基準	期間
窒素	240 (暫定基準)	当分の間	240 (暫定基準)	平成32年 3月31日まで
^{りん} 燐	32 (暫定基準)	当分の間	16 (本則基準)	(施行日)公布の日 ※2

【参考】本則基準 窒素：120mg/L ^{りん}燐：16mg/L

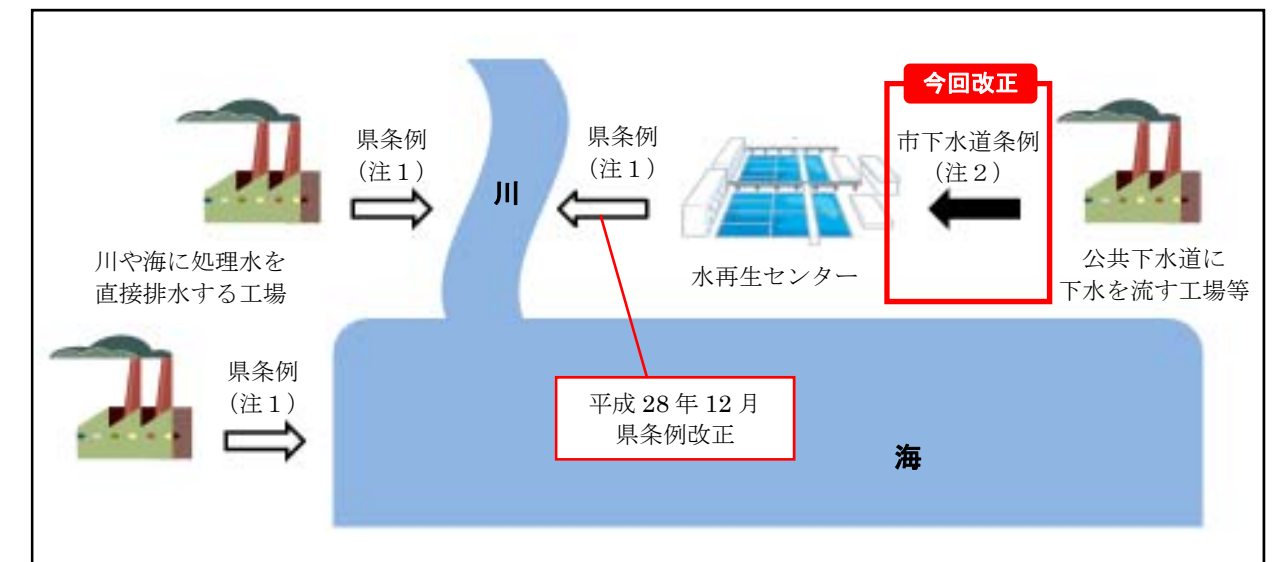
※1 水再生センターの処理水が東京湾へ流入する区域にある工場等で、1日当たりの排出量が50立方メートル以上である場合が対象

※2 既存の工場等については、平成30年4月1日から適用

3 施行期日

公布の日から施行します。

〈参考〉 工場等の排水規制の仕組み



(注1)神奈川県条例：水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例

- 工場等の事業者が川や海へ直接排水する際の排水基準を定める条例
- 水再生センターは神奈川県条例による規制を受けている

(注2)横浜市下水道条例

- 工場等の事業者が公共下水道に下水を流す場合に規制を行う条例
- 窒素、^{りん}燐などの項目については条例で水質基準を定めることができる（下水道法第12条の2第3項及び第12条の11第1項第2号）